

2023.6.17 新潟県社会福祉士会全体研修「ちゃんと《専門職》になろう」



組織の中の《専門職》として

～新しい倫理綱領・行動規範から気づかされたこと～



遠藤 真一



今回、「倫理綱領・行動規範講師養成研修」に参加してみても…

- ソーシャルワークを巡る状況は(当然ながら)時代や「地域」によって刻々と変化している
 - 「社会」に対してアプローチしているわけなので、常に変動している「社会」に対応できているのか？
- 変動している「社会」をタイムリーに把握し、課題を抽出し、解決(変革)に向けての行動が求められている
 - その役割に答え得る「価値」「知識」「技術」を身に付けて(更新できて)いるのか？



「無関心」という社会の不正義

倫理綱領 原理 III 社会正義

社会福祉士は、差別、貧困、抑圧、排除、**無関心**、暴力、環境破壊などの無い、自由、平等、共生に基づく社会正義の実現を目指す。

⇒今回新たに追加された。身の回りのことを含めて社会で起きていることに関心を寄せないのは社会にとって正しいことではないという考え方

自分には関係ない、考え方が違う、それってどうしようもないという諦め、面倒したくない、見て見ぬふり…
自分から見て「遠いできごと」だけでなく、「身近なできごと」ほど無関心を装っているのではないか…という気づき



身近な「職場」に対する倫理責任

倫理綱領 II 組織・職場に対する倫理責任

(最良の実践を行う責務)社会福祉士は、自らが属する組織・職場の基本的な使命や理念を認識し、最良の業務を遂行する。

⇒改定前は「実践現場における倫理責任」だった。「実践現場」が多義的だったため、所属する組織や職場を明確に想定するために変更された

所属する組織や職場では、身近であるがゆえに「見て見ぬふり」が多いのではないか。「組織の論理」や「良好な人間関係」を盾にして見ないようにして「無関心」を装っている部分があるのではないか…という自省

⇒「**倫理的ジレンマ**」から逃れようとしている自分
→どう考えていいかわからないという面もあった



「職場」に対するアプローチ ～倫理綱領・行動規範は方向性を示している～

倫理綱領 II 組織・職場に対する倫理責任

(倫理実践の推進) 社会福祉士は、組織・職場の方針、規則、業務命令がソーシャルワークの倫理実践を妨げる場合は、適切・妥当な方法・手段によって提言し、改善を図る。

(組織改革) 社会福祉士は、人々のニーズや社会状況の変化に応じて組織・職場の機能を評価し必要な改革を図る。

⇒個別のクライアントだけでなく、組織・職場に対してもアセスメントを行ない、「強み」や「課題」を抽出し、ニーズや時代、組織・職場に関わる人々のウェルビーイングを高める働きかけが求められる

組織・職場に対して倫理的責任を果たしていくことが関わる人々全てにとって(もちろん、自分自身も含め)必要なこと!



社会福祉士としての行動を ～「道しるべ」としての倫理綱領・行動規範～

- それぞれの職場、立場、役割によっては、ときに「社会福祉士」として仕事をしているのだろうか? 「専門職」として「専門性」を発揮しているのだろうか? と思いがちです(少なくとも、私はしょっちゅう感じています)。
- そして、様々疑問に思ったり、ジレンマを感じたりして、「諦め」の気持ちになってしまうことも少なくありません。
- 自分の思ったり、考えたりしていることが、果たして「個人」としての考えなのか、「専門職(社会福祉士)」としての考えなのか、わからなくなって諦めることもあるかもしれません。
- そんな時こそ、倫理綱領と行動規範をひも解いて、今の自分の思いや考えが何を根拠に湧き出ているのか、ぜひ照らし合わせてみてください。
- 明確な答えは出ないかもしれませんが、向かおうとしている/向かっている方向性が妥当なのかどうか「道しるべ」の役割は果たしてくれるかもしれません。
- 不安に思ったらぜひ言葉にして、社会福祉士同士で倫理綱領と行動規範を間に置いて語り合ってみてください。